

イーストとくしま観光推進機構
防災ツーリズムコンテンツ造成事業
公募要領

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）
防災ツーリズムコンテンツ造成事業

2 目的

吉野川がもたらした恵みにより発展した徳島東部圏域（※）において、吉野川の恵みと災いを知ることで、人と自然との付き合い方を理解してもらうこと。またツアーを通じて地域ならではの食や文化に触れ、徳島東部圏域における観光消費額の増加をはかるもの。

防災や減災に関心のある徳島東部圏域旅行客をメインターゲットとし、四国各地に残された災害に関する言い伝えや体験談がまとめられた「～先人の工夫や知恵に学ぶ～四国防災八十八話（以下、「四国防災八十八話」という。）」に収録されている徳島東部圏域の10スポットを中心に、地域性とストーリー性を持たせたいうえで、体験型旅行商品として造成するもの。またモニターツアーとガイド育成を実施し、コンテンツのブラッシュアップと受入体制の整備をはかる。

※徳島東部圏域とは、徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町をいう

3 業務の内容

別添仕様書のとおりとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 観光コンテンツ造成業務に関する豊富な経験、実績を持つこと。
- (2) 防災・減災に関する見識を有する者であること。
- (3) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (4) 本業務の実施にあたり機構や関係者との打ち合わせ等に適切に対応できること。
- (5) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174

条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (9) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (10) コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアムの代表者は(1)から(8)の全ての要件を、代表者以外の団体は(1)を除く全ての要件を満たしていること。

5 企画提案参加の申込み

- (1) 申込件数
1団体が提出できる件数は、1件とする。
- (2) 申込書類
 - ① 企画提案参加申込書（様式1）
 - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2）コンソーシアムの場合は全構成員のものとする。
 - ③ 構成員との役割分担を定めた協定書（コンソーシアムの場合のみ）
- (3) 申込方法
電子メールにより、「13 資料の提出先及び問い合わせ先」に提出すること。
- (4) 申込期限
令和6年10月15日(火)17時必着とする。

6 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和6年10月7日（月）から10月15日(火)17時までとする。
- (2) 受付方法

質問票（様式3）を電子メールにより、「13 資料の提出先及び問い合わせ先」に提出すること。

(3) 回答方法

企画参加申込みを行った者全員に電子メールで回答する。

7 企画提案書の提出

企画提案書（様式4）を提出することで企画提案の参加手続きが完了したこととする。

(1) 提出書類

- ① 防災ツーリズムコンテンツ造成事業企画提案書（様式4・送付文）
- ② 企画提案用資料は、A4を基本とし様式は任意する。表紙と目次を除き30ページ以内とし、業務の内容に関する具体的な企画案（基本コンセプト、選定予定のスポットとその選定理由、モニターツアーの催行概要、招聘予定者とその選定理由など）、実施体制、作業工程等を記載すること。
- ③ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもので、写しても可する。コンソーシアムの場合は全構成員のものとする。）
- ④ 参考見積書（積算内訳を明記するとともに、事業にかかるすべての費用を含むこと。）
- ⑤ 参考資料（類似の観光コンテンツ造成業務に関する実績を示すこと。）

(2) 提出方法

(1)の提出書類の1部を郵送（書留又は簡易書留）もしくは持参により提出すること。また、②、④、⑤については選考に用いるため、事業所名をふせたうえで、PDFによる電子データでも提出すること。

提出先は、「13 資料の提出及び問い合わせ先」とする。

(3) 提出期限

令和6年10月22日(火) 17時必着とする。

(4) その他

企画提案書等の作成に係る費用は、選定結果にかかわらず提案者の負担とし、提出された書類については理由の如何を問わず返却しない。

8 委託料上限額

1,270千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費・通信費・交通費等、諸経費等を含む。

9 選定方法等

- (1) 企画提案書等の内容により順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、(4)の審査の観点から委託候補者を選定する。

- (2) 選定委員会は企画提案等の内容を審査し、順位を決定する。
- (3) 選定は提案された企画提案書等を用いて書面審査にて実施する。
- (4) 審査の観点
 - 次の①から⑦の項目について、傾斜配点方式を採用して審査を行う。
 - ① 業務実績・実行力（業務遂行に必要な経験や類似する事業の実績を有しているか。）
 - ② コンテンツ造成に係る企画力（四国防災八十八話を深く理解し、魅力的なコンテンツ造成に繋げられるか。）
 - ③ モニターツアーの企画・運営力（ツアーの行程等が示され、効果的な実施が見込まれるか。）
 - ④ 写真撮影・動画制作（モニターツアーの行程において撮影・制作される動画や写真では、クオリティの高い成果品が期待できるか。）
 - ⑤ 独自性、先駆性（仕様書の記載内容以外に独自の魅力的な提案があるか。）
 - ⑥ 実施体制（事業の実施体制や担当の配置状況は十分か。）
 - ⑦ 経費の妥当性（仕様書記載の業務や提案内容に対して、妥当な経費が計上されているか。）
- (5) 選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

10 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、あらためて見積書を徴して契約を締結する。ただし、提案者の評価が一定の基準を満たしていない場合は、最優秀提案者であったとしても契約を締結しない場合がある。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含み、協議が不調のときは、9の選定方法により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 スケジュール

(1) 公募開始

令和6年10月7日(月)

(2) 企画提案参加申込書・質問受付期限

令和6年10月15日(火) 17時必着

(3) 企画提案書提出期限

令和6年10月22日(火) 17時必着

(4) 選定結果及び契約の締結

選定後、速やかに選定結果を通知し、協議のうえ契約を締結する。

(5) 留意事項

契約書締結後に業務に着手するため、企画提案書等の作成にあたって、業務開始日に柔軟性を持たせた上で作成することに留意すること。

12 その他

(1) 本業務の実施にあたって、公募要領、仕様書、委託契約書、その他別に定める規程等を遵守すること。

(2) 最優秀提案者が、徳島県暴力団排除条例第6条に規定する排除の対象となったときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同条例に基づく排除の対象となった場合は、原則として契約を解除する。

13 資料の提出及び問い合わせ先

〒770-0841

徳島県徳島市八百屋町2丁目7番地 徳島センタービル 7階

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

電話：088-678-2811

E-mail：contact@east-tokushima.jp

※ 資料を持参する場合は、平日10時から17時45分までに持参すること。